

第2回 荒川大規模氾濫に関する減災対策協議会

日時：平成28年8月29日（月）10時00分～

場所：羽越河川国道事務所 大石ダム会議所2F

議 事 次 第

1. 開会挨拶

2. 議 事

(1) 幹事会の報告について

○幹事会の報告

(2) 「荒川流域の減災に係る取組方針（案）」について

○荒川流域の減災に係る取組方針（案）

3. その他

4. 閉会挨拶

第2回 荒川大規模氾濫に関する減災対策協議会 出席者名簿

敬称略

機 関	役 職	氏 名	備 考
村 上 市	市長	高橋 邦芳	
関 川 村	村長	平田 大六	代理 副村長 佐藤 忠良
胎 内 市	市長	吉田 和夫	代理 副市長 三宅 政一
村上市消防本部	消防長	長 研一	代理 警防課長 須貝 衛治
新発田地域広域事務組合 消防本部	消防長	近藤 憲久	代理 胎内消防署長 佐藤 行夫
荒川水力電気株式会社 関川事業所	所長	中山 敏	
赤芝水力発電(株)	代表取締役	井上 博文	代理 赤芝発電所 次長 伊藤 義明
東北電力株式会社 新潟支店	支店長	武田 眞二	代理 和田 眞一
新潟地方気象台	次長	橘 薫	
村上地域振興局 地域整備部	部長	久須美 憲二	
村上地域振興局 農林振興部	部長	岩村 克之	
羽越河川国道事務所	事務所長	松平 信治	
(オブザーバー)			
荒川沿岸土地改良区	理事長	小川 巖	代理 総務課長 渡辺 一男
新潟県 河川管理課 河川海岸係	副参事	古川 尚	

事 務 局

機 関	役 職	氏 名	備 考
村上地域振興局 地域整備部	治水・港湾課長	五十嵐 正巳	
	治水・港湾課長代理	伊藤 弘幸	
羽越河川国道事務所	副所長	武藤 和明	
	調査課長	近藤栄一	
	調査課 水防企画係長	松本 貴司	

幹事会の報告について

○幹事会 日 時：平成２８年８月２５日（木）９：３０～
場 所：羽越河川国道事務所 大石ダム会議所２Ｆ

議事内容

○ 目標達成のための取組（案）のとりまとめについて

※ 参加者は、次頁のとおり

荒川大規模氾濫に関する減災対策協議会 幹事会 出席者名簿

敬称略

機 関	役 職	氏 名	備 考
村 上 市	総務課長	佐藤 憲昭	代理 参事 山田 和浩
関 川 村	総務課長	加藤 善彦	
胎 内 市	総務課長	高橋 晃	代理 係長 増子 和弘
村上市消防本部	警防課長	須貝 衛治	
新発田地域広域事務組合 消防本部	警防課長	高橋 道夫	
荒川水力電気株式会社 関川事業所	副所長	佐藤 幸一	
赤芝水力発電(株) 赤芝発電所	所 長	日下 正信	
東北電力株式会社 新潟支店	土木部長	和田 真一	代理 副長 佐藤 健治
荒川沿岸土地改良区	荒川頭首工管理所 管理所長	川崎 正一	
新潟地方气象台	防災管理官	滝沢 勝彦	
	土砂災害気象官	岡田 義浩	
村上地域振興局 地域整備部	治水・港湾課長	五十嵐 正巳	
村上地域振興局 農林振興部	副部長	水澤 昌司	
羽越河川国道事務所	副所長(河川)	武藤 和明	
	総務課長	猪俣 昌彦	
	工務第一課長	早川 正浩	
	荒川出張所長	直井 聡一	
	大石ダム管理支所長	田代 厚	
	横川ダム管理支所長	橋本 隆志	

事 務 局

機 関	役 職	氏 名	備 考
村上地域振興局 地域整備部	治水・港湾課長代理	伊藤 弘幸	
羽越河川国道事務所	調査課長	近藤栄一	
	調査課 水防企画係長	松本 貴司	

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
荒川流域の減災に係る取組方針

平成２８年８月２９日

荒川大規模氾濫に関する減災対策協議会

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

荒川流域では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う沿川 2 市 1 村（村上市、関川村、胎内市）、荒川水力電気株式会社関川事業所、赤芝水力発電株式会社、東北電力株式会社新潟支店、新潟県、新潟地方气象台、北陸地方整備局羽越河川国道事務所で構成される「荒川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 5 月 17 日に設立した。

本協議会では、荒川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

- 1) 荒川中流域は、朝日・飯豊山系の縁辺部と櫛形山脈の間に形成された峡谷部と盆地地形であるため、氾濫流が吐けにくく、浸水継続時間が長期に渡る恐れがある。
- 2) 荒川下流域は、花立狭窄部から日本海にかけて扇状地を形成しているため、氾濫流が広範囲に拡散する。
- 3) 水衝部の局所洗掘や河岸侵食、漏水等の越水以外にも水害リスクのある箇所が存在している。

4) 洪水氾濫により、基幹交通、緊急輸送路である7号,113号線などが長期に渡り浸水する恐れがあり、社会経済が大きな打撃を受けることから、早期に道路機能を回復させ日常生活を取り戻すため、迅速な排水活動に取り組む必要がある。

このような課題に対し、本協議会においては、『水位上昇が早く洪水の吐けにくい盆地と、広範囲に被害が拡散する扇状地の氾濫特性を踏まえ荒川の大規模氾濫に対し「迅速・確実な避難」「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標と定め、平成32年度までに各構成員が連携して取り組み、水防災意識社会の再構築を行うこととして、荒川の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
村上市	市長
関川村	村長
胎内市	市長
村上市消防本部	消防長
新発田地域広域事務組合消防本部	消防長
荒川水力電気(株)関川事業所	所長
赤芝水力発電(株)	代表取締役
東北電力(株)新潟支店	支店長
新潟地方气象台	次長
新潟県村上地域振興局	地域整備部長
新潟県村上地域振興局	農林振興部長
北陸地方整備局 羽越河川国道事務所	事務所長
<オブザーバー>	
荒川沿岸土地改良区	理事長

3. 荒川の概要と主な課題

(1) 流域・地形の特徴

①流域の特性

荒川流域は、新潟県・山形県及び福島県の3県3市2町1村にまたがり、その源を磐梯朝日国立公園内にある大朝日岳（標高1,870m）に発し、山間部を南西に流れて小国盆地に至り、流向を西に転じ飯豊山系に源を発する横川、玉川等支川を合わせて新潟県に入り、山間狭窄部を流下しながら大石川、女川、鍬江沢川等をそれぞれ合わせ、櫛形山脈を花立狭窄部で横断し、新潟平野の北側を横断して新潟県北部の日本海に注ぐ幹川流路延長73km、流域面積1,150km²の一級河川である。

江戸時代には、荒川河口部に桃崎、海老江、塩谷の三湊が置かれた。この湊は、岩船及び新潟につながる内陸水運の中継地点として、また、荒川に沿って発達した米沢街道（別名、荒川道）を利用した内陸部との交易拠点となり、北前船の寄港地としても栄えていた。明治以降、大正・昭和にかけて舟運から陸運へと輸送手段が変化してきたが、羽越本線、国道7号といった南北交通に加え、米坂線、国道113号といった荒川沿いの交通網、平成23年3月に開通した日本海東北自動車道など、東北地方と北陸地方を結ぶ広域交通の要衝としての役割を担う。

②洪水・氾濫の特性

上・中流部は朝日・飯豊山系に囲まれ、急峻な山地部と盆地が存在し、下流部は花立狭窄部から扇状地形となるため、上・中流部は貯留型、下流部は拡散型の氾濫形態となる。

流域の気候は、日本海気候に属し、多雨多雪地域である。本流域の豪雨は6月から8月に集中しており、前線性の降雨によるものがその大部分で、台風に起因するものは少ないのが特徴である。

(2) 過去の被害状況と河川改修の状況

①過去の被害

昭和41年7月、大規模な洪水が発生し、死傷者5名、家屋被害約1,650戸の被害を受け、山形、新潟両県において災害復旧工事が進められていたが、翌年昭和42年8月、前年の災害復旧中の荒川において、再び未曾有の大洪水「羽越水害」が発生した。

羽越水害では、荒川の堤防が至る所で破堤すると共に、斜面崩壊や土石流が至る所で発生し、死者行方不明者90名、家屋被害11,000戸以上という壊滅的な被害を受けた。

近年では、平成16年7月（観測史上第3位）の梅雨前線での出水では内水により、床上・床下浸水59戸、平成23年6月（観測史上第5位）の梅雨前線での出水では内水により床上・床下浸水1戸などの被害が発生した。

②河川改修の状況

昭和42年の羽越水害後、再度災害防止のため、緊急的に大規模な河川改修を実施した結果、要堤防区間の内、本川河口右岸などを除く、約99%の区間で計画堤防が確保されている。また、昭和53年に大石ダムが、平成20年に横川ダムが完成し現在に至っている。しかしながら、羽越水害と同規模の洪水が発生した場合には洪水を安全に流下させるために十分な対策となっておらず、甚大な被害が発生する恐れがある。

平成16年に策定した「荒川水系河川整備計画（大臣管理区間）」では、洪水による災害の発生の防止及び軽減に関する事項として、「部分的な築堤や河道掘削などを実施し、6,500m³/sの洪水を安全に流下させる」ため羽越水害を想定外力とした河道断面を確保する整備を進めるとしている。

荒川での主な課題は、以下のとおりである。

- 1) 荒川中流域は、朝日・飯豊山系の縁辺部と櫛形山脈の間に形成された峡谷部と盆地地形であるため、氾濫流が吐けにくく、浸水継続時間が長期に渡る恐れがある。
- 2) 荒川下流域は花立狭窄部から日本海にかけて扇状地を形成しているため、氾濫流が広範囲に拡散する。
- 3) 水衝部の局所洗掘や河岸侵食、漏水等の越水以外にも水害リスクのある箇所が存在している。
- 4) 洪水氾濫により、基幹交通、緊急輸送路である7号、113号などが長期に渡り浸水する恐れがあり、社会経済が大きな打撃を受けることから、早期に道路機能を回復させ日常生活を取り戻すため、迅速な排水活動に取り組む必要がある。

■取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想

されることを踏まえると、これらの課題に対して、行政や住民等の各主体が意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、本協議会においては、発生が想定し得る最大規模の洪水に対し「迅速・確実な避難」や「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。

- ・ハード対策として、洪水を河川内で安全に流すための河道掘削、越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも延ばすよう、堤防構造を工夫する「危機管理型ハード対策」としての堤防天端の舗装、円滑な避難活動や水防活動等に資する水位計等の整備、洪水調節機能を有する直轄ダム（大石ダム・横川ダム）及び利水施設の適切な施設管理
- ・ソフト対策として、羽越水害を超える想定最大規模降雨に基づく洪水浸水想定区域図を公表し、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水等により、その場に留まらない「立ち退き避難区域」の検討をし、ハザードマップへの反映、リアルタイムの防災情報提供や市・村と連携したタイムラインの整備・改善、浸水継続時間の短縮を図るための排水計画の検討・策定、羽越水害発生から50年の節目を迎えるにあたり、水害の記憶を風化させず、防災の教訓を後世に継承するためのシンポジウムや地域防災力向上のための総合水防演習をはじめとする、「羽越水害記念事業」の実施

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

4. 現状の取組状況

荒川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。（別紙－1参照）

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※○：現状、●：課題（以下同様）

項 目	現状○と課題●	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	<p>○荒川（国管理区間）において河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図を羽越河川国道事務所のHP等で公表している。</p> <p>○荒川（県管理区間）において計画規模の外力による浸水想定区域図をHP等で公表している。</p> <p>○避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を羽越河川国道事務所と気象台の共同で実施している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、羽越河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。</p>	
	●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。	A
	●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。	B

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●
避難勧告等の発令基準	<p>○地域防災計画に具体的な避難勧告を明記している。</p> <p>○荒川（国管理区間）における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。（対象3市村中、2市村）</p> <hr/> <p>●荒川における避難勧告等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
避難場所・避難経路	<p>○避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。</p> <hr/> <p>●羽越水害を超える大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">D</p> <hr/> <p>●羽越水害を超える大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">E</p> <hr/> <p>●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。</p> <p style="text-align: right;">F</p>

超える

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●	
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。</p> <p>○河川管理者からWEB等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。</p>	
	<p>●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。</p>	G
	<p>●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。</p>	H
	<p>●災害時に国・県・市村においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。</p>	I
	<p>●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。</p>	J
避難誘導體制	<p>○避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。</p>	
	<p>●災害時の具体的な避難支援や避難誘導體制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。</p>	K

②水防に関する事項

項 目	現状○と課題●
河川水位等に係る情報提供	<p>○国土交通省、新潟県が基準観測所の水位により水防警報を発表している。水防関係者へ水防警報迅速化システムにより情報提供している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、羽越河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。</p> <p>●優先的に水防活動を実施すべき箇所の特 定・共有が難しい。</p>
河川の巡視区間	<p>○出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。</p> <p>○地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。</p> <p>●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p> <p>●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。</p> <p>●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。</p>

②水防に関する事項

項 目	現状○と課題●	
水防資機材の整備状況	○防災拠点、各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。	
	●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。	P
	●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、荒川での堤防決壊時の資機材の再確認が必要である。	

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項 目	現状○と課題●	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。	
	○樋門の操作点検を出水期前に実施している。 ●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。	R
	●現状において早期の社会機能回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。	
既存ダムにおける洪水調節の現状	○洪水調節機能を有する大石ダム、横川ダムなどで、洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。	

④河川管理施設の整備に関する事項

項 目	現状○と課題●	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	<p>○計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、上下流バランスを保ちながら堤防整備、河道掘削などを推進している。</p> <p>○堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。</p> <p>○乙大日川等の県管理河川では、流下能力が不足する箇所があり、上下流バランスを保ちながら洪水を安全に流すための整備を進めている。</p>	
	<p>●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している河道があり、洪水により氾濫するおそれがある。</p>	T
	<p>●堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。</p>	U
	<p>●洪水に対するリスクが高いにも関わらず、住民避難等の時間確保に懸念がある。</p>	V

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や水防活動の実施、氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 32 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

水位上昇が早く洪水の吐けにくい盆地と、広範囲に被害が拡散する扇状地の氾濫特性を踏まえ、荒川の大規模水害に対し、『迅速・確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目標とする。

※大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※迅速・確実な避難……氾濫流の流速が早く、避難が困難となる恐れがあり、氾濫流が到着する前に避難が必要

※社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

上記目標の達成に向け、荒川において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

- ①荒川の大規模水害における特徴を踏まえた避難行動の取り組み
- ②氾濫被害の軽減や避難時間確保のための水防活動の取り組み
- ③一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取り組み

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙－2参照）

1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策			
<荒川> ・海老江地区河道掘削	T	引き続き実施	北陸地整
・鳥屋地区侵食対策	U	引き続き実施	北陸地整
<乙大日川> ・河川改修	T, U	引き続き実施	新潟県
■危機管理型ハード対策			
<荒川> ・天端保護	V	引き続き実施	北陸地整
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
・新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	O, Q	引き続き実施	北陸地整、新潟県 村上市、関川村
・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、簡易水位計や量水標等の設置	L, J	平成28年度から 順次整備	北陸地整 新潟県

2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

①円滑かつ迅速な避難行動のための取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組			
・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実	G, H I, J	順次実施 引き続き実施	北陸地整、気象台、新潟県、村上市、関川村、胎内市、荒川水力、赤芝水力、東北電力
・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	C	順次実施	北陸地整、気象台、新潟県、村上市、関川村、胎内市
・想定最大規模も含めた破堤点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	D, E F	平成28年度から 順次実施	北陸地整 新潟県
・立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	D, E F, K	平成28年度から 順次実施	北陸地整、新潟県、村上市、関川村、胎内市
・参加市・村による広域避難計画の策定及び支援	D, E	計画規模：平成28年度、想定最大規模：平成29年度から順次実施	北陸地整、気象台、新潟県、村上市、関川村、胎内市
・広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	D, E F	平成28年度から 順次実施	北陸地整、村上市、関川村、胎内市
・水位予測の検討及び精度の向上	B	平成28年度から 検討	北陸地整、新潟県、荒川水力、赤芝水力、東北電力
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	J	平成29年度	気象台

■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組			
・自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	A	平成27年度から順次、毎年実施	北陸地整、新潟県、村上市、関川村、胎内市
・小中学校等における水災害教育を実施	A	引き続き実施	北陸地整、気象台、新潟県、村上市、関川村、胎内市
・出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	A	引き続き実施	北陸地整、気象台、新潟県、村上市、関川村、胎内市
・まるごとまちごとハザードマップを整備	D, F I	順次実施	北陸地整、新潟県、村上市、関川村、胎内市、
・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H	順次実施	北陸地整、気象台、新潟県、村上市、関川村、胎内市、荒川水力、赤芝水力、東北電力
・住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実	K	順次実施	村上市、関川村、胎内市
・羽越水害記念事業の実施 (シンポジウム・総合水防演習等)	A	平成28年度から順次実施	北陸地整、気象台、新潟県、村上市、関川村、胎内市、荒川水力、赤芝水力、東北電力

※ 荒川流域の減災に係る取組方針「広域避難計画」、「広域的な避難計画」とは、立ち退き避難を行う際、地域、地形、被害などの状況によっては、隣接市町村への避難が有効な地区の避難計画をいう。

※ 警報級の現象とは、ひとたび起これば社会的に大きな影響を与える現象をいう。

②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

水防団等との情報共有の不足や、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に対する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組			
・水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	M	引き続き毎年実施	北陸地整、気象台、新潟県、村上市、関川村、胎内市、荒川水力、赤芝水力、東北電力
・自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	U, L M	引き続き毎年実施	北陸地整、新潟県、村上市、関川村、胎内市
・県北地域が一丸となり、毎年、関係機関が連携した水防訓練を実施	O, P	引き続き毎年実施	北陸地整、気象台、新潟県、村上市、関川村、胎内市、荒川水力、赤芝水力 東北電力
・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	N, P	引き続き実施	村上市、関川村、胎内市
・国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	O	引き続き実施	北陸地整、新潟県、村上市、関川村、胎内市
・大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	Q	平成28年度から検討	北陸地整、新潟県
■要配慮者利用施設の自衛水防の推進に関する取組			
・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	K	平成28年度から順次実施	北陸地整、村上市、関川村、胎内市

③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化

現状のポンプ車配置計画では大規模浸水の対応が行えない等の懸念があるため、
 確実な住民避難等に資する取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■救援・救助活動の効率化に関する取組			
・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	E, T	平成28年度から検討	北陸地整、新潟県 村上市、関川村、 胎内市
■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施			
・大規模水害を想定した荒川排水計画（案）の検討・策定	R, S	平成28年度から検討	北陸地整、新潟県、 村上市、関川村、 胎内市
・排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	S	引き続き毎年 実施	北陸地整、新潟県、 村上市、関川村、 胎内市
・関係機関が連携した排水実働訓練の実施	T	引き続き毎年 実施 平成28 年度から検討	北陸地整、新潟県、 村上市、関川村、 胎内市

7. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
荒川流域の減災に係る取組方針

平成28年8月29日

荒川大規模氾濫に関する減災対策協議会

1. はじめに

協議会設立の背景や課題、取組の概要を記載

2. 本協議会の構成員

荒川に係る市村、民間企業、新潟県、気象庁、北陸地方整備局の構成員を記載

3. 荒川の概要と主な課題

河川の特徴、昭和42年(羽越水害)、平成16年の出水状況、平成23年の出水状況、河川改修の状況などを踏まえた河川の課題を記載

4. 現状の取組状況

4. 現状の取組状況

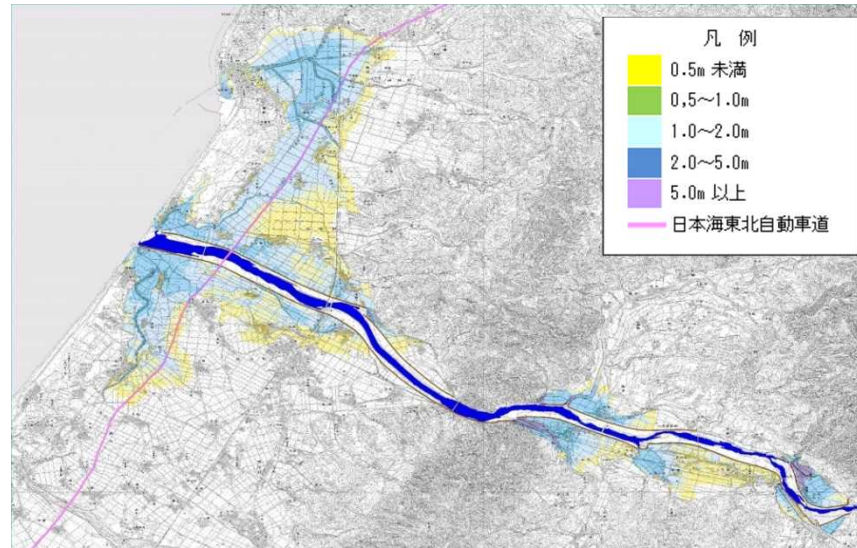
①情報伝達、避難計画等に関する事項

『洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング』

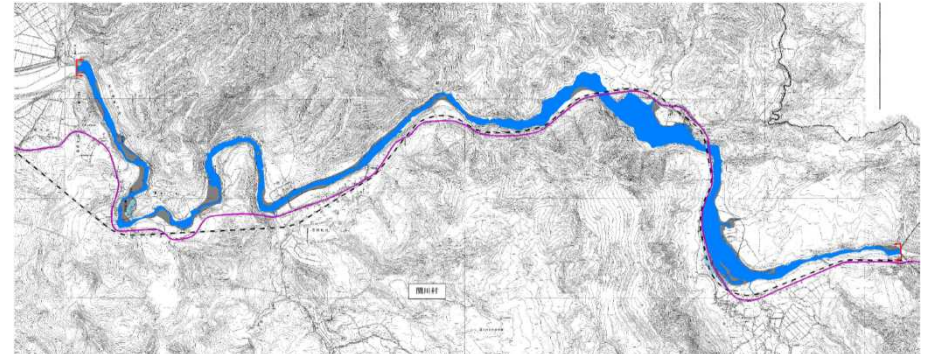
○現状

- ・荒川(国管理区間)において河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図を羽越河川国道事務所のHP等で公表している。
- ・荒川(県管理区間)において計画規模の外力による浸水想定区域図をHP等で公表している。

○荒川水系荒川(国管理区間)浸水想定区域図



○荒川水系荒川(県管理区間)浸水想定区域図



●課題

- ・浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。

4. 現状の取組状況

①情報伝達、避難計画等に関する事項

『洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング』

○現状

- ・避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を羽越河川国道事務所と気象台の共同で実施している。
- ・災害発生の恐れがある場合は、羽越河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。



【洪水予報の基準となる基準観測所水位】

はん濫危険水位	市町村長による避難勧告等の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考になる水位。
避難判断水位	市町村長による避難準備情報の発令判断の目安であり、住民のはん濫に関する情報への注意喚起になる水位。
はん濫注意水位	のり崩れ、洗掘、漏水などの災害が発生する危険性がある水位。水防団が出動して河川の警戒にあたる水位。
水防団待機水位	水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位。

●課題

- ・水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。

4. 現状の取組状況

①情報伝達、避難計画等に関する事項 『避難勧告等の発令基準』

○現状

- ・地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。
- ・荒川(国管理区間)における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画(タイムライン)を作成している。(対象3市村中、2市村)

第5節 避難及び避難所計画

風水害等の災害から住民等の生命・身体等の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難活動を実施するとともに、避難に必要な措置と避難所の管理運営等について定める。

実施担当	災害対策本部事務局 福祉対策部 消防対策部 教育対策部 市民生活対策部 都市整備対策部 経済・国際対策部 各区本部
防災関係機関	県警察 新潟海上保安部 自衛隊 日本赤十字社新潟県支部 新潟市連合婦人会

1 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令並びに警戒区域の設定

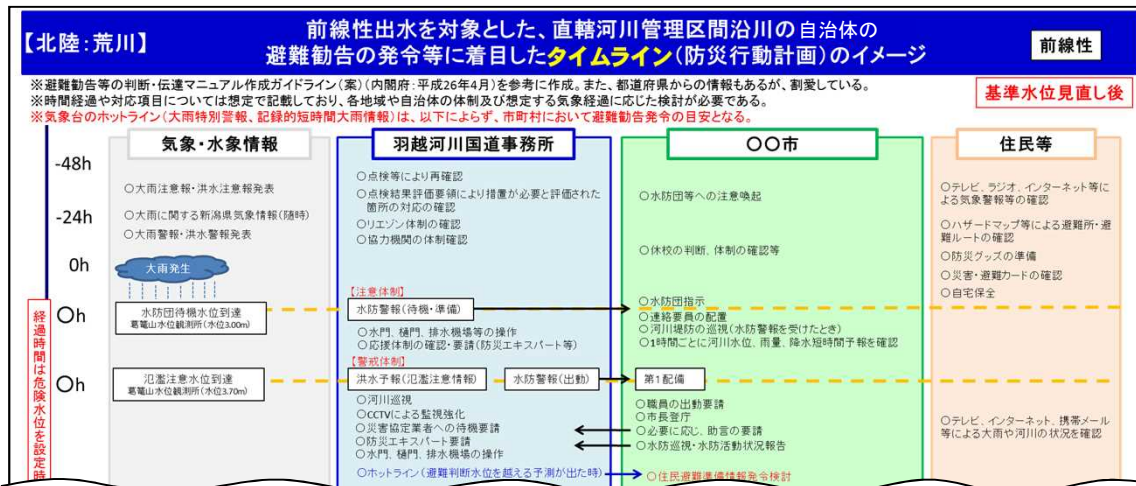
(1) 避難準備情報、避難勧告及び避難指示

ア 実施者

避難準備情報、避難勧告及び避難指示(以下この節において「避難勧告等」という。)の発令は、原則として本部長(市長)が行い、必要に応じて防災関係機関等に住民の避難誘導への協力を要請する。

ただし、本部長(市長)が発令するいとまがないときは、本部長に代わって区本部長(区長)が行うことができる。この場合、発令後ただちにその旨を本部長(市長)に報告しなければならない。

【地域防災計画(例)】



【避難勧告等の発令に着目したタイムライン】

●課題

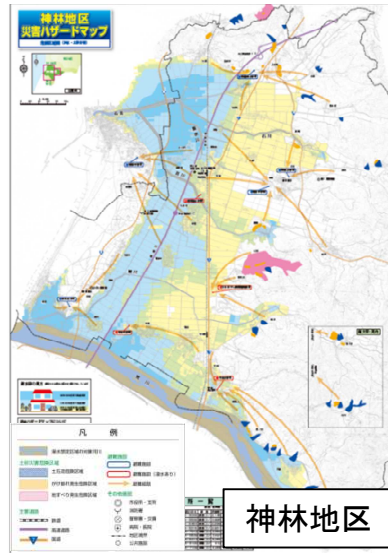
- ・避難勧告等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。

4. 現状の取組状況

①情報伝達、避難計画等に関する事項 『避難場所、避難経路』

○現状

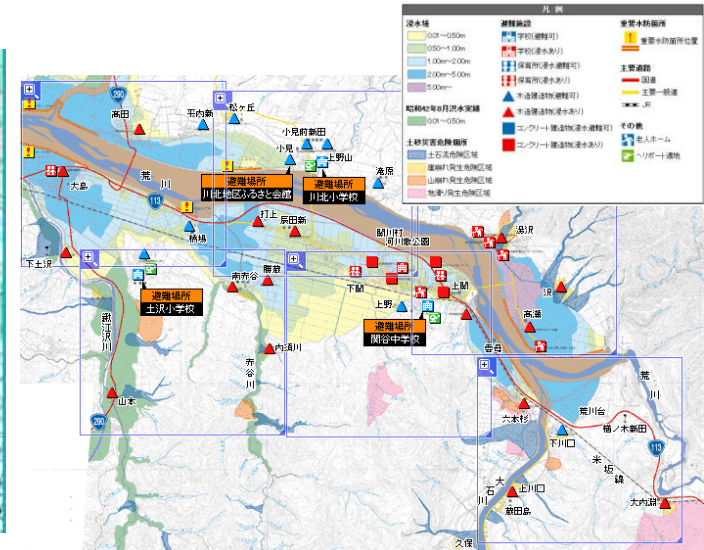
・避難場所として公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。



<洪水ハザードマップ(村上市)>



<洪水ハザードマップ(胎内市)>



<洪水ハザードマップ(関川村)>

●課題

- ・羽越水害を超える大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。
- ・羽越水害を超える大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期に渡り孤立することが懸念される。
- ・避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。

4. 現状の取組状況

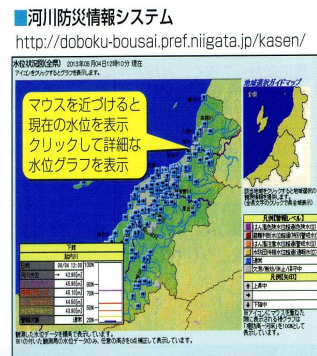
①情報伝達、避難計画等に関する事項 『住民等への情報伝達の体制や方法』

○現状

- ・防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。
- ・河川管理者からWEB等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。



【村上市ホームページの情報提供】



【河川防災情報システム】



【羽越河川国道事務所ホームページ】

●課題

- ・大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。
- ・WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。
- ・災害時に国・県・市村においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。
- ・住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。

4. 現状の取組状況

①情報伝達、避難計画等に関する事項 『避難誘導體制』

○現状

- ・避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員(消防団員)と協力して実施している。

平林地区・葛籠山地区



塩谷地区



【避難誘導(村上市)】

【平成19年総合水防演習の避難訓練状況】

●課題

- ・災害時の具体的な避難支援や避難誘導體制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。

4. 現状の取組状況

②水防に関する事項 『河川水位等に係る情報提供』

○現状

- ・国土交通省、新潟県が基準観測所の水位により水防警報を発表している。水防団員へ水防警報迅速化システムにより情報提供している。
- ・災害発生のおそれがある場合は、羽越河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。



【村上市防災無線】

発表者 国土交通省 羽越河川国道事務所 気象庁	→	機関名 第1受報者	→	機関名 第2受報者	→	機関名 第3受報者
----------------------------------	---	--------------	---	--------------	---	--------------

正規

荒川はん濫警戒情報

荒川洪水予報第○号
洪水警報（発表）
平成○年○月○日○時○分
羽越河川国道事務所・新潟地方気象台 協同発表

（見出し）

荒川では、当分の間はん濫警戒水位（レベル3）を超える水位が続く見込み

（主文）

荒川の上関水位観測所（岩船郡関川村）では、当分の間避難判断水位（レベル3）を超える水位が続く見込みです。川沿いの岩船郡関川村のうち、堤防の無い、または堤防の低い箇所などでは引き続き、洪水予報に注意して下さい。

（雨量）

多いところで1時間に○ミリの雨が降っています。

流域	○日○時○分～○日○時○分 までの流域平均雨量	○日○時○分～○日○時○分 までの流域平均雨量の見込み
荒川下流域	○○○ミリ	○○ミリ
流域	○日○時○分～○日○時○分 までの流域平均雨量	○日○時○分～○日○時○分 までの流域平均雨量の見込み
荒川中流域	○○○ミリ	○○ミリ

【洪水予報の例】

●課題

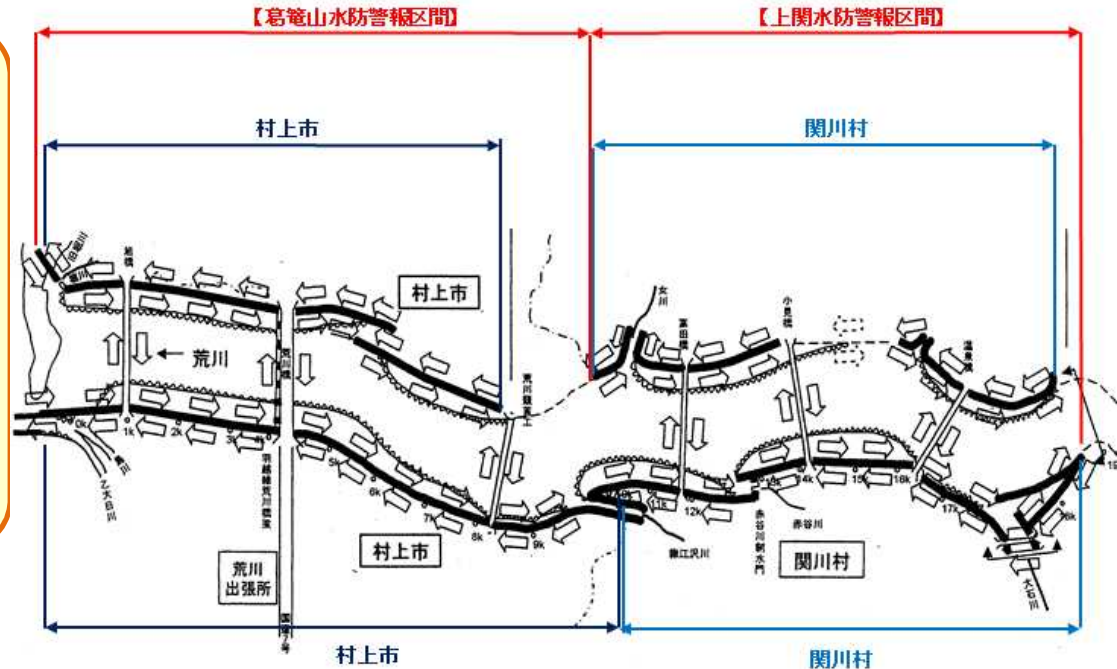
- ・優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有が難しい。

4. 現状の取組状況

②水防に関する事項 『河川の巡視区間』

○現状

- ・出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所との合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。
- ・地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。



●課題

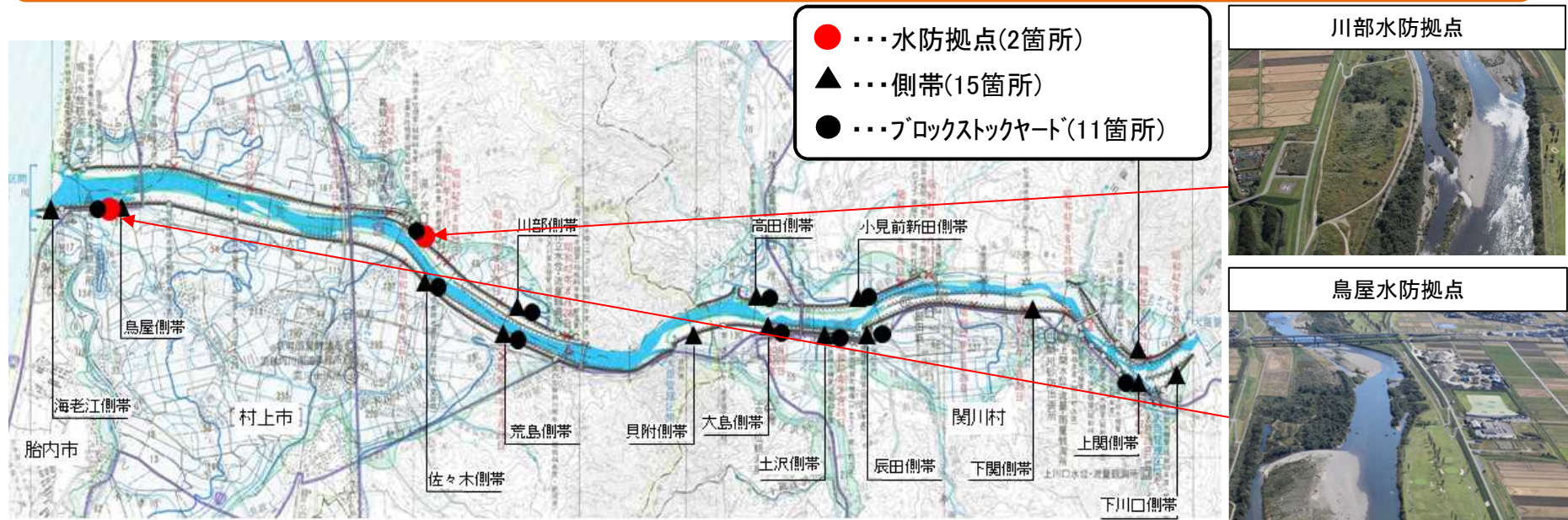
- ・河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。
- ・水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。
- ・水防活動を担う水防団員(消防団員)は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。

4. 現状の取組状況

②水防に関する事項 『水防資機材の整備状況』

○現状

- ・防災拠点、各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。



●課題

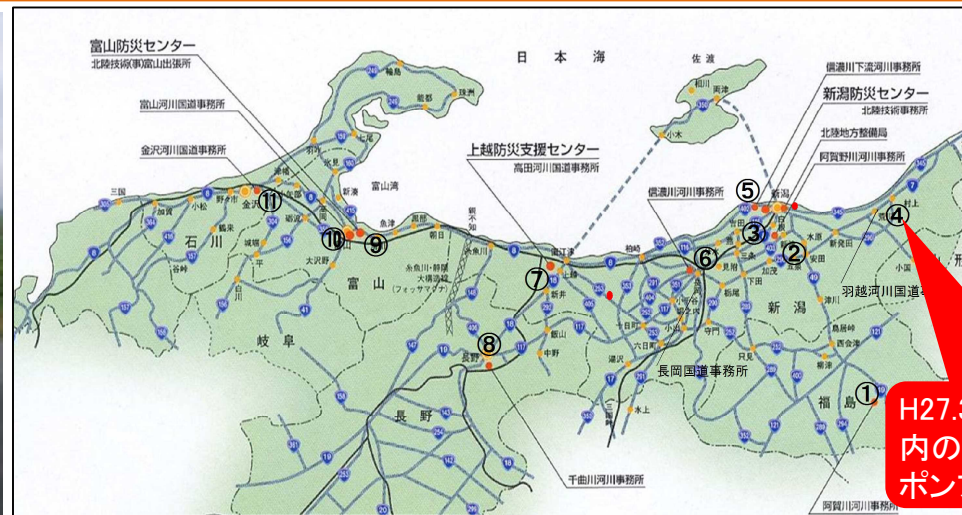
- ・水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。
- ・水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。
- ・鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、荒川での堤防決壊時の資機材の再確認が必要である。

4. 現状の取組状況

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項 『排水施設、排水資機材の操作・運用』

○現状

- ・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。
- ・樋門の操作点検を出水期前に実施している。



●課題

- ・排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。
- ・現状において早期の社会機能回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水システムも考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。

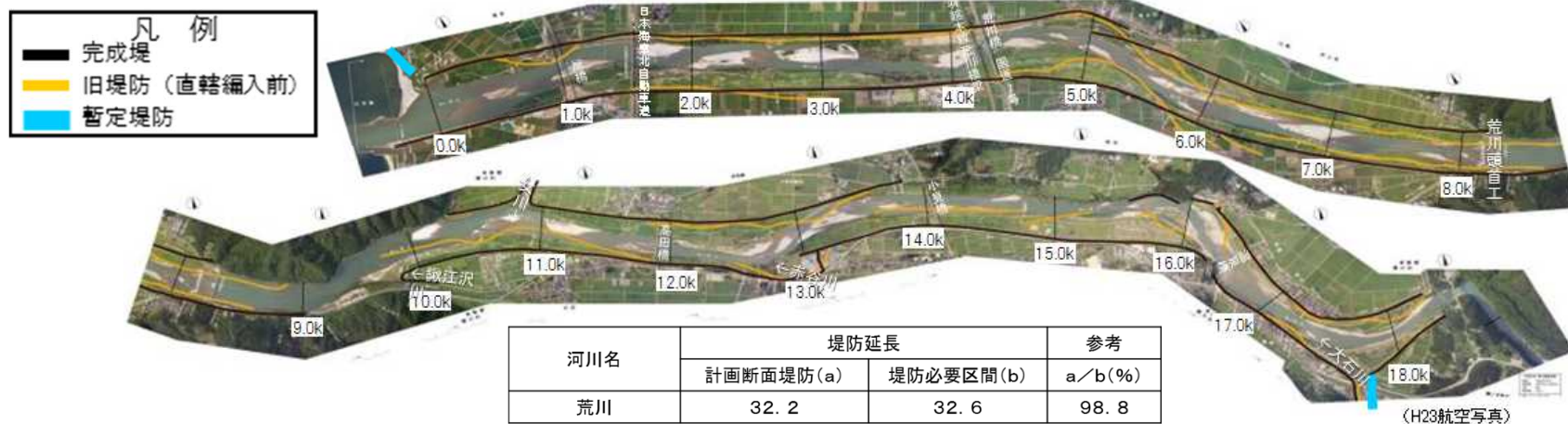
4. 現状の取組状況

④河川管理施設の整備に関する事項

『堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容』

○現状

- ・計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、上下流バランスを保ちながら堤防整備、河道掘削などを推進している。
- ・堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。



●課題

- ・計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している河道があり、洪水により氾濫するおそれがある。
- ・堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。
- ・洪水に対するリスクが高いにも関わらず、住民避難等の時間確保に懸念がある。

5. 減災のための目標

5. 減災のための目標

■ 5年間で達成すべき目標

水位上昇が早く洪水の吐けにくい盆地と、広範囲に被害が拡散する扇状地の氾濫特性を踏まえ、
荒川の大規模水害に対し、
『迅速・確実な避難』『社会経済被害の最小化』
を目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害

※迅速・確実な避難・・・氾濫流の流速が早く、避難が困難となる恐れがあり、氾濫流が到着する前に避難が必要

※社会経済被害の最小化：大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

■ 目標達成に向けた3本柱の取組

河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取組を実施する。

- ①荒川の大規模水害における特徴を踏まえた**避難行動の取組**
- ②氾濫被害の軽減や避難時間確保のための**水防活動の取組**
- ③一刻も早く社会経済活動を回復させるための**排水活動の取組**

6. 概ね5年で実施する取組

6. 概ね5年で実施する取組

1) ハード対策の主な取組

- 洪水を河川内で安全に流す対策
- 危機管理型ハード対策(天端保護)
- 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

2) ソフト対策の主な取組

①円滑かつ迅速な避難行動のための取組

■ 情報伝達、避難計画等に関する取組

- ・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実
- ・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画(タイムライン)の整備及び検証と改善
- ・想定最大規模も含めた破堤点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表
- ・立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討
- ・参加市・村による広域避難計画の策定及び支援
- ・広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知
- ・水位予測の検討及び精度の向上
- ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善

■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

- ・自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施
- ・小中学校等における水災害教育を実施
- ・出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催
- ・まるとまちごとハザードマップの検討
- ・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布
- ・住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実
- ・羽越水害記念事業の実施(シンポジウム・総合水防演習など)

6. 概ね5年で実施する取組

2) ソフト対策の主な取組

② 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

- ・水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施
- ・自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の手回し巡視の実施
- ・県北地域が一丸となり、毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施
- ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進
- ・国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施
- ・大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施

■ 要配慮者利用施設の自衛水防の推進に関する取組

- ・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施

③ 社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化

■ 救援・救助活動の効率化に関する取組

- ・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施

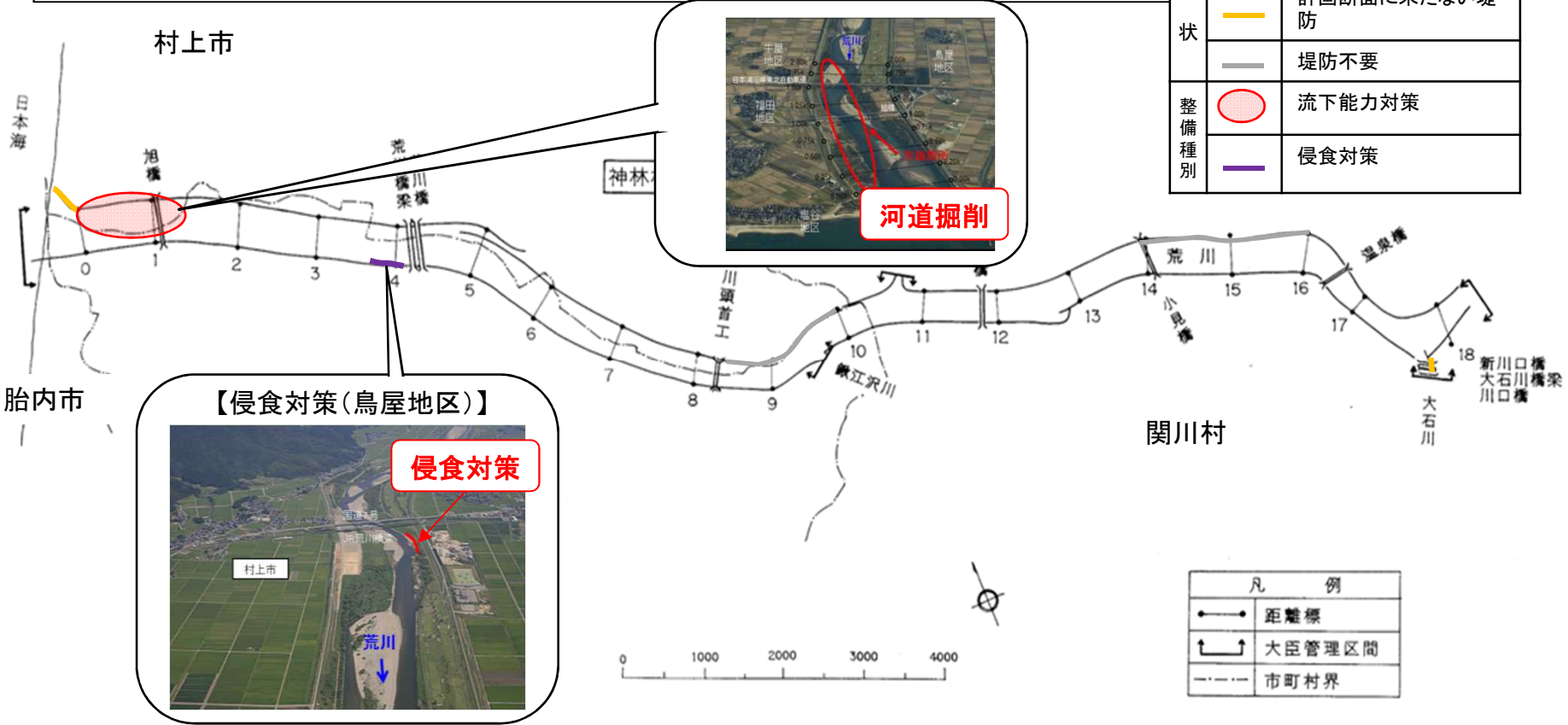
■ 排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施

- ・大規模水害を想定した荒川排水計画(案)の検討・策定
- ・排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備
- ・関係機関が連携した排水実働訓練の実施

洪水を河川内で安全に流す対策

- <荒川>
- 海老江地区**河道掘削**【引き続き実施:北陸地整】
- 鳥屋地区**侵食対策**【平成28年度から順次整備:北陸地整】
- <乙大日川>
- 河川改修**【引き続き実施:新潟県】

凡 例		
現 状	—	計画断面堤防
	—	計画断面に満たない堤防
	—	堤防不要
整備 種別	○	流下能力対策
	—	侵食対策



【侵食対策(鳥屋地区)】

侵食対策

河道掘削

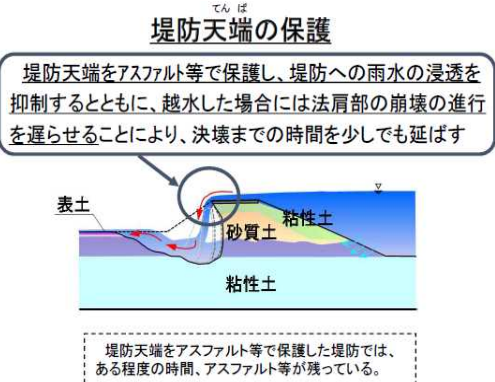
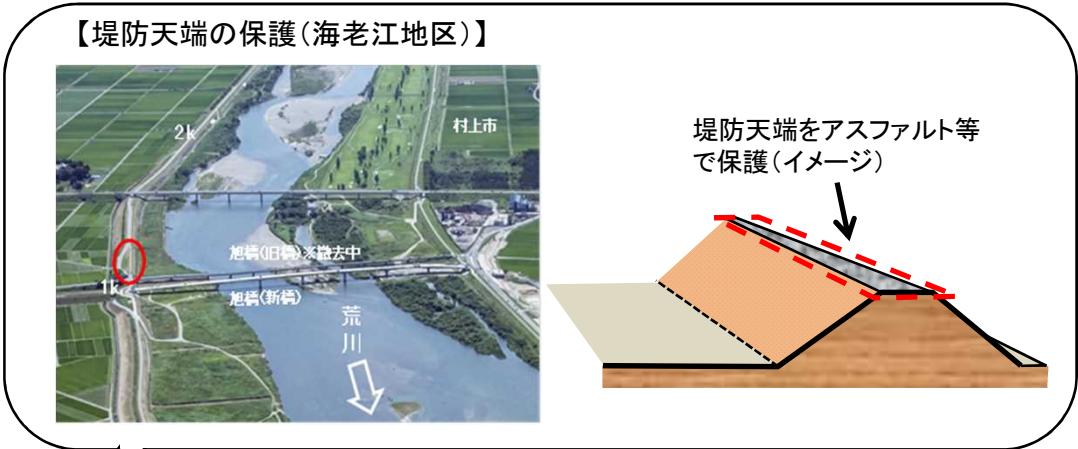
凡 例	
—○—	距離標
↑	大臣管理区間
- - -	市町村界

※計画断面堤防とは、計画高水位以下の水位の流水を安全に流下させることを目的として必要となる標準的な堤防の断面形状を有する堤防。
 ※計画断面に満たない堤防とは、標準的な堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している堤防。
 ※堤防不要とは、丘陵地や台地部などの山付き、掘り込み等により堤防の整備が不要な箇所。
 ※今後の水害発生や河床の変動状況等を踏まえた詳細調査の実施により、変更になる場合があります

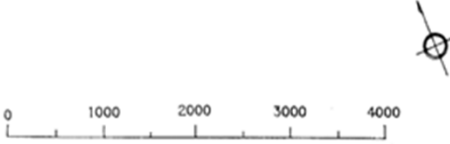
※対策区間については、今後概ね5年間で実施する主な区間

危機管理型ハード対策

○天端保護【平成28年度から順次整備：北陸地整】



凡 例	
—	堤防天端の保護実施区間



凡 例	
●—●	距離標
┌—┐	大臣管理区間
- · - · -	市町村界

避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

○**新技術を活用した水防資機材**の検討及び配備

【引き続き実施：北陸地整、新潟県、村上市、関川村】

○円滑な避難活動や水防活動を支援するため、**簡易水位計や量水標等の設置**

【平成28年度から順次整備、平成28年度から検討：北陸地整、新潟県】

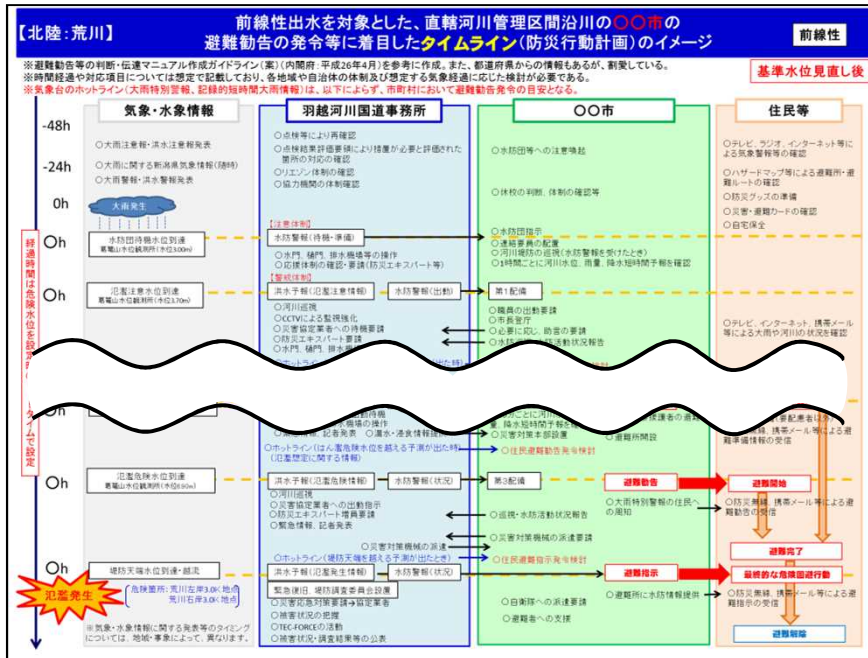
新技術を活用した水防資機材



情報伝達、避難計画等に関する取組

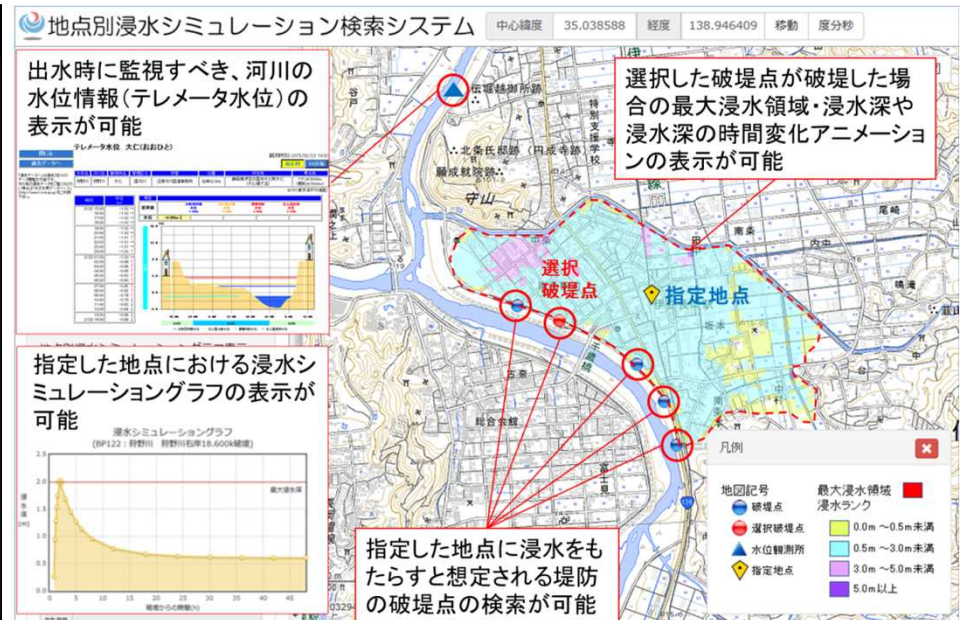
- 避難勧告等の発令に着目した防災行動計画(タイムライン)の整備及び検証と改善【順次実施:北陸地整、気象台、新潟県、村上市、関川村、胎内市】
- 想定最大規模も含めた破堤点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表【平成28年度から順次実施、平成28年度以降検討:北陸地整、新潟県】

タイムラインの整備、検証と改善及び訓練



避難勧告等に着目したタイムライン

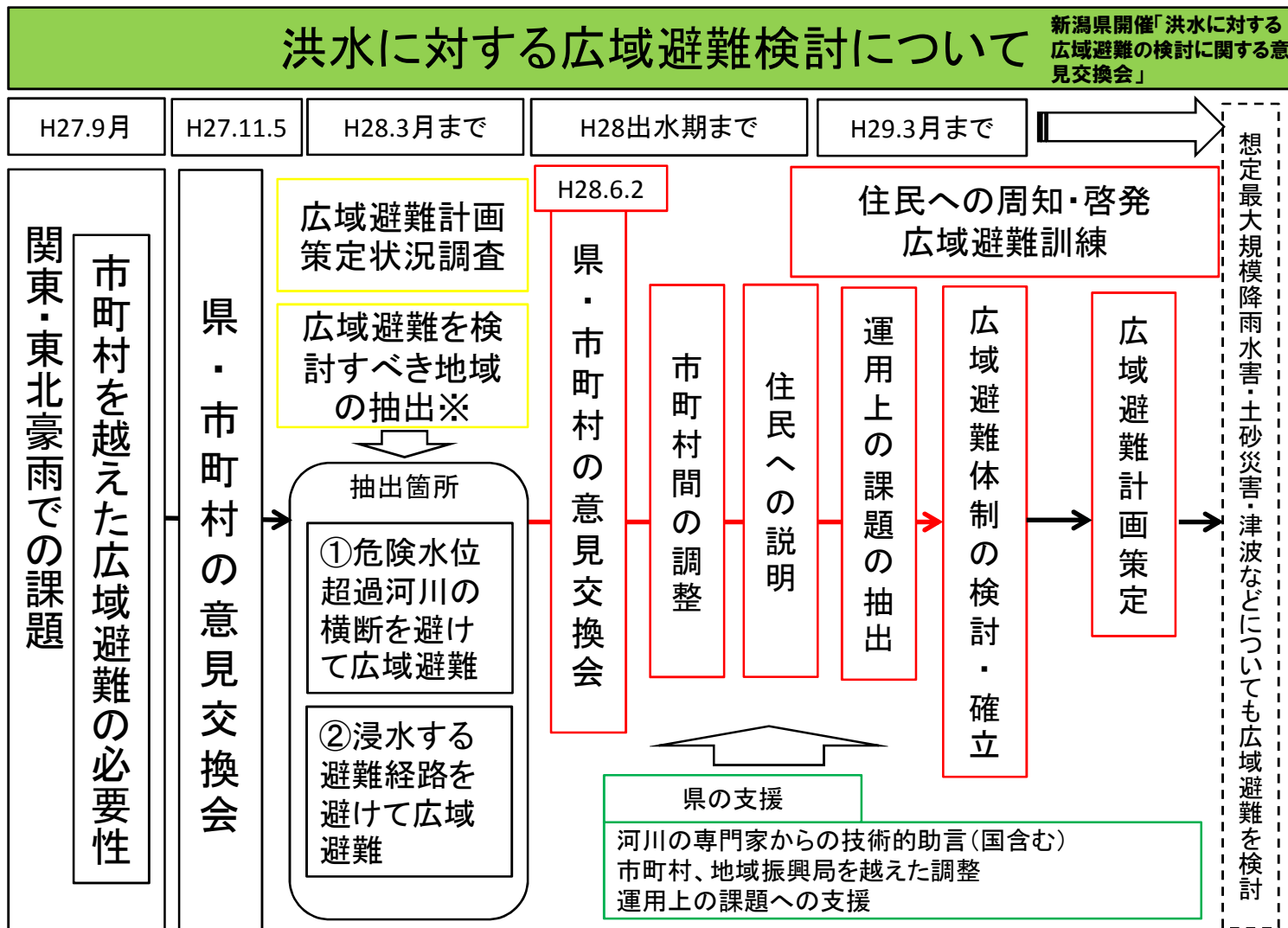
想定最大規模の浸水シミュレーション



浸水ナビ【地点別浸水シミュレーション検索システム】

情報伝達、避難計画等に関する取組

○参加市・町による**広域避難計画の策定および支援**【〔計画規模〕平成28年度から順次実施、〔想定最大規模〕平成29年度から順次実施：北陸地整、気象台、新潟県、村上市、関川村、胎内市】

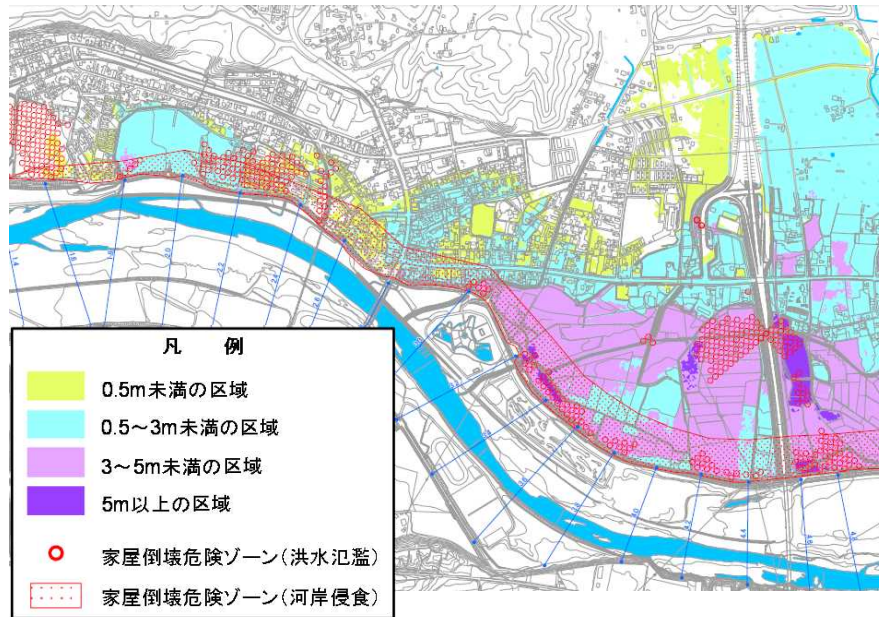


※平成27年水防法改正前に公表されている浸水想定区域に基づき抽出

情報伝達、避難計画等に関する取組

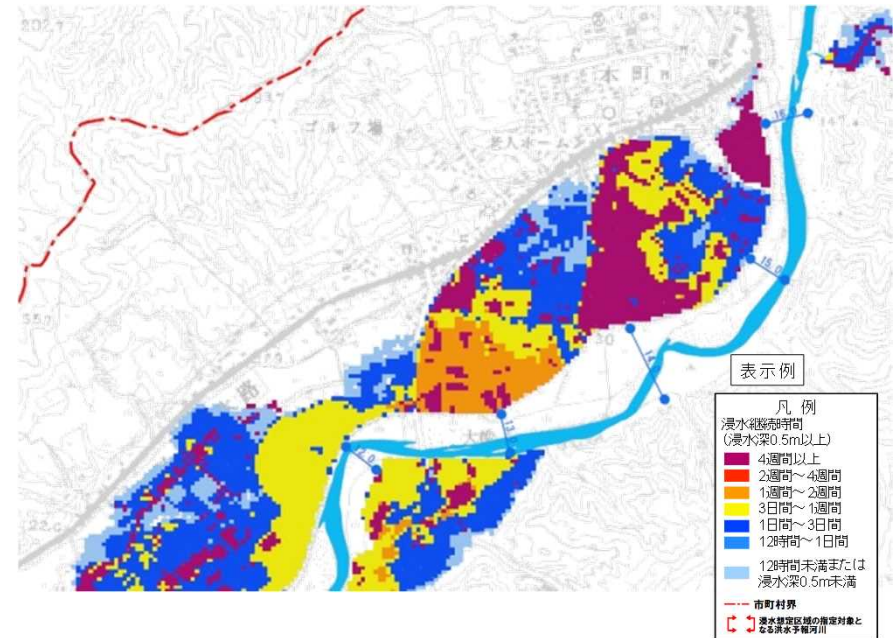
- **立ち退き避難が必要な区域及び避難方法**の検討【平成28年度から順次実施、平成28年度以降検討、平成29年度以降検討：北陸地整、新潟県、村上市、関川村、胎内市】
- **広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップ**の策定・周知【平成28年度から実施、平成29年度以降検討：北陸地整、村上市、関川村、胎内市】※広域的な避難計画とは、隣接市町村への避難が有効な地区の避難計画をいう。
- 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善【平成29年度出水期から実施：気象台】

立ち退き避難が必要な区域のイメージ



【想定最大規模降雨時家屋倒壊等氾濫想定区域図のイメージ】

垂直避難や水平避難など多様な避難のイメージ



【浸水想定区域図(想定最大規模降雨)】

平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

- 自治会や地域住民が参加した**水害リスクの高い箇所**の**共同点検**の実施【順次、毎年実施：北陸地整、新潟県、村上市、関川村、胎内市】
- 小中学校等における**水災害教育**を実施【引き続き実施、平成28年度から実施：北陸地整、気象台、新潟県、村上市、関川村、胎内市】

共同点検の実施



【重要水防箇所の共同点検状況】

水災害教育の実施



【出前講座：村上市金屋小学校】

平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組



○羽越水害記念事業(シンポジウム・総合水防演習等)の実施

【平成28年度から順次:北陸地整、気象台、新潟県、村上市、関川村、胎内市、荒川水力、赤芝水力、東北電力】

伝えるべきもの
思いおこせ！羽越水害

荒川水防演習

神林村平林地先の河川敷において、好天のなか演習参加団体1200人を含む4500人の皆さんが参加し、荒川水防演習が行われました。

演習の目的

① 羽越水害から40年、水害に対する防災意識の啓発



羽越水害の再来を想定した演習を行うとともに水害に関連した体験コーナーの設置、水害パネルなどを展示し、水害に対する防災意識を啓発しました。

② 水防技術の伝承と若手消防団員の技術研鑽



水防活動・実践経験が少ない若手消防団員への水防技術の研鑽を行う機会とし、また水防専門家により川敷工などの伝統工法が継承されました。

③ 住民参加型訓練による地域防災力の強化



水防演習に合わせて住民の皆さんが主体となった企画された避難訓練が行われたとともに、地元小学校の児童も演習に参加しました。



神林村消防団 村上市消防団 胎内市消防団 荒川町消防団 山北町消防団 小国町消防団 関川村消防団 朝日村消防団 日本赤十字社新潟県支部 神林村赤十字奉仕団 新発田地域広域事務組合消防本部 岩船地域広域事務組合消防本部 新潟県班 国土交通省班 陸上自衛隊



演習の流れ

8:30	オープニングセレモニー	■新潟県警察音楽隊 ■大したもん蛇
8:50	開会式	●情報連絡 ●河川巡視 ●演習本部設置
9:40	木流し工 川敷工	■神林村消防団 ■村上市消防団 ■荒川町消防団 ■関川村消防団 ■朝日村消防団 ■神林村消防団 ■村上市消防団 ■関川村消防団 ■朝日村消防団
9:40	工法演習①	●避難勧告・避難訓練 ■神林村平林地先・葛籠山地区・塚谷地区
10:05	シート張り工 鋼製シート張り工 月の輪工 鋼製月の輪工 立籠工	■村上市消防団 ■胎内市消防団 ■荒川町消防団 ■山北町消防団 ■関川村消防団 ■朝日村消防団 ■胎内市消防団 ■神林村消防団 ■荒川町消防団 ■村上市消防団 ■胎内市消防団 ■関川村消防団 ■朝日村消防団
10:40	工法演習②	●情報連絡 ●内水対策(排水ポンプ車)
10:40	工法演習③	■山北町消防団 ■小国町消防団 ■胎内市消防団 ■荒川町消防団
11:10	大型土のう工 ブロック投入・土砂巻き出し工	■新潟県班 ■国土交通省班
11:20	水難者救助	●野外炊飯 ●炊き出し ■陸上自衛隊第30普通科連隊 ■神林村赤十字奉仕団 ■荒川町食生活改善推進員協議会 ■関川村食生活改善推進員協議会
11:20	水難者救助	■陸上自衛隊第12ヘリコプター隊 ■新発田地域広域事務組合消防本部 ■岩船地域広域事務組合消防本部 ■日本赤十字社新潟県支部 ■新潟県消防防災航空隊 ■新潟県警察本部
12:05	閉会式	●救護物資輸送 ■陸上自衛隊第30普通科連隊



【平成19年荒川総合水防演習】

水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

○自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の**合同巡視の実施**【引き続き毎年実施：北陸地整、新潟県、村上市、関川村、胎内市】

○県北地域が一丸となり、毎年、関係機関が連携した**水防訓練等**を実施【引き続き毎年実施：北陸地整、気象台、新潟県、村上市、関川村、胎内市、荒川水力、赤芝水力、東北電力】

水防団、住民との合同巡視



※写真は、水防団と自治体との重要水防箇所の確認

関係機関が連携した水防訓練の実施



【平成28年6月 荒川水防訓練 参加600人規模】

要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組

○要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施【平成28年度から順次実施:北陸地整、村上市、関川村、胎内市】

要配慮者の安全確保計画

【村上市】

風水害等対策編 第3章 災害予防計画

第2節 要配慮者の安全確保計画

担当：介護課、福祉課、保健課

1 計画の方針

災害時に必要な避難の把握が困難であったり、自らの行動等に制約があったりする要配慮者の安全や（自らの健康状態に特設の配慮を行いつながら、避難から後の生活まで各段階においてユーザに合わせた配慮や十分な支援を確保することができる）、県、市等の行政と協働する要配慮者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）と連携しながらそれぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

2 計画の体系

- 要配慮者の把握、啓発、訓練等
 - 避難支援プランの作成等
 - 要配慮者への広報、啓発
 - 要配慮者向け備品等の支援
 - 要配慮者対象の防災訓練の実施
- 情報の提供、避難誘導等
 - 避難標準等の提供
 - 避難誘導
- 避難所、福祉避難所の設置等
 - 避難所の設置、運営
 - 福祉避難所の設置、運用
 - 要配慮者の安全確保
 - 要配慮者の緊急入所、入浴
- 生活の場の確保対策
 - 公的宿泊施設及び公営住宅等の確保
 - 応急仮設住宅での配慮
- 保護、福祉対策
 - 保護対策
 - 福祉対策
- 介護施設事業者及び社会福祉施設等における安全確保対策
 - 防災訓練体制
 - 施設の安全施設化
 - 物菜、メンテナンスの確保
 - 防災教育、防災訓練
 - 緊急連絡体制の整備
 - 被災者の見守り
- 外国人支援対策
 - 企業及び国際交流関係団体への連携提供等
 - 災害標準等の提供方法の検討体制の整備

3 要配慮者の把握、啓発、訓練等

(1) 避難支援プランの作成等

ア 市は、国の作成した「避難行動要配慮者の避難支援に関する取組指針」に基づき、要配慮者（要配慮者利用施設、介護施設、福祉施設等）の把握、避難支援プランの作成等を行うこととする。

出典：村上市地域防災計画 平成26年2月修正
風水害等対策編抜粋 P106

【関川村】

H21年度関川村地域防災計画(風水害編)

第21節 災害時要援護者安全確保計画

第1 計画の方針

災害時要援護者は、災害の発生や避難行動の困難な状況、自力避難など困難な状況にあることから、災害時には通常の住民に比べ、災害の犠牲になる確率が高くと考えられる。このため、村は、避難標準等の制訂、保護マニュアル、災害時要援護者リストや避難支援プラン等を作成するとともに、県、防災関係機関及び社会福祉施設等と連携し、近隣住民をはじめとした地域社会で災害時要援護者を支援する体制づくりを推進し、災害時における災害時要援護者の安全確保を図るものとする。

第2 在宅災害時要援護者に対する対策

1 地域コミュニティの役割

1) 行政による支援

迅速な避難行動ができない災害時要援護者を災害から守るには、地域社会の人々が互いに助け合う意識が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が在宅災害時要援護者の救済の基となるものである。このため、村は、関川村社会福祉協議会、老人クラブ、民間ボランティア団体等による在宅の見守り等、要援護者に対する声かけ運動や災害避難などの住民相互支援活動への参加を促すものとする。

2) 災害時要援護者の把握

ア 村は、関係機関、ホームヘルパー等の訪問活動に基づき入手した情報等により、障がい者、高齢者等自力避難が困難な者及び外国人等災害時に特別の配慮が必要な者の地図による居住地の把握及び生活状況の把握に努めるものとする。

イ 生活状況の把握に当たっては、民生委員、区長等と十分連絡を図るとともに、本人、家族の同意を得る等プライバシーの保護に配慮するものとする。

エ 村は、民生委員、区長等と協力して災害時要援護者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進するとともに、災害発生時に災害時要援護者の居住地域について、事前に消防団等との連携を図るものとする。

2 公共施設及び住宅の安全確保

村は、災害時における障がい者、高齢者等の安全な行動を確保するため、「新築基準の引き上げ」及び「耐震性能向上」の観点に基づき公共施設等の出入口や施設内の見守り体制を整備するとともに、「関川村要援護者」に関する「災害時要援護者安全確保要綱」に基づき住居の確保の促進に努めるものとする。

3 訓練実施・避難誘導

1) 近隣住民の役割

災害時における在宅の災害時要援護者への避難誘導、避難標準等は、近隣住民（例：行政区域の範囲内での世帯単位）の果たす役割が大きいことから、村は、民生委員、地域の業者等と協力し、災害時要援護者と近隣住民の両者の役割の向上に努めるものとする。

2) 訓練実施等

村は、災害発生時において、広域連携、県庁との連携、事業者等の様々な方法を活用し、災害時要援護者に迅速かつ確実な避難が提供されるよう体制の整備に努めるものとする。また、民生委員、区長等は、災害時要援護者等を含む災害避難等ができるよう地域内の体制整備

出典：関川村地域防災計画 平成21年
風水害編抜粋 P71

【胎内市】

風水害等対策編 第3章 災害予防計画

第2節 要配慮者の安全確保計画

担当：介護課、福祉課、保健課

1 計画の方針

浸水、土砂崩れ等の被害事象発生前に、住民の避難を完了する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 情報伝達、避難行動に制約がある要配慮者は、避難準備情報発令時等、一般の住民よりも早く、車両の走行が可能な段階で、安全な場所に避難させる。

イ 胎内市は、予め策定した「災害時要援護者の避難支援プラン」に基づき、消防、警察、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要援護者の避難・誘導に当たる。また、情報の伝達遅れや避難できずに残っている災害時要配慮者がいないか点検する。

ウ 胎内市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。

エ 新潟県は、避難後の要配慮者のケアについて、受け入れ施設の提供、人員の派遣等、胎内市を支援する。

(3) 慣習等の対応

ア 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、胎内市は、無音期よりも確実に避難情報等を伝達するよう留意する。

イ 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、胎内市は、特に避難行動要援護者の避難支援について地域住民等の協力を求める。

ウ 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の備食提供等に配慮する。

2 情報の流れ

(1) 避難行動

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
新潟県、防災機関等	胎内市	河川情報、気象情報等
胎内市	自治会、住民等	土砂災害警戒情報とその補足情報
自治会、住民等	自治会、住民等	避難準備情報等
自治会、住民等	自治会、住民等	避難行動

(2) 救助活動（被災地から）

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
自治会、住民等	消防、警察、胎内市	地域の状況、安否情報、被害情報、被災地ニーズ
胎内市	新潟県、警察	集約された被害情報、集約された被災者ニーズ
新潟県	広域応援、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、自衛隊等	活動範囲、業務内容

(3) 救助活動等（被災地へ）

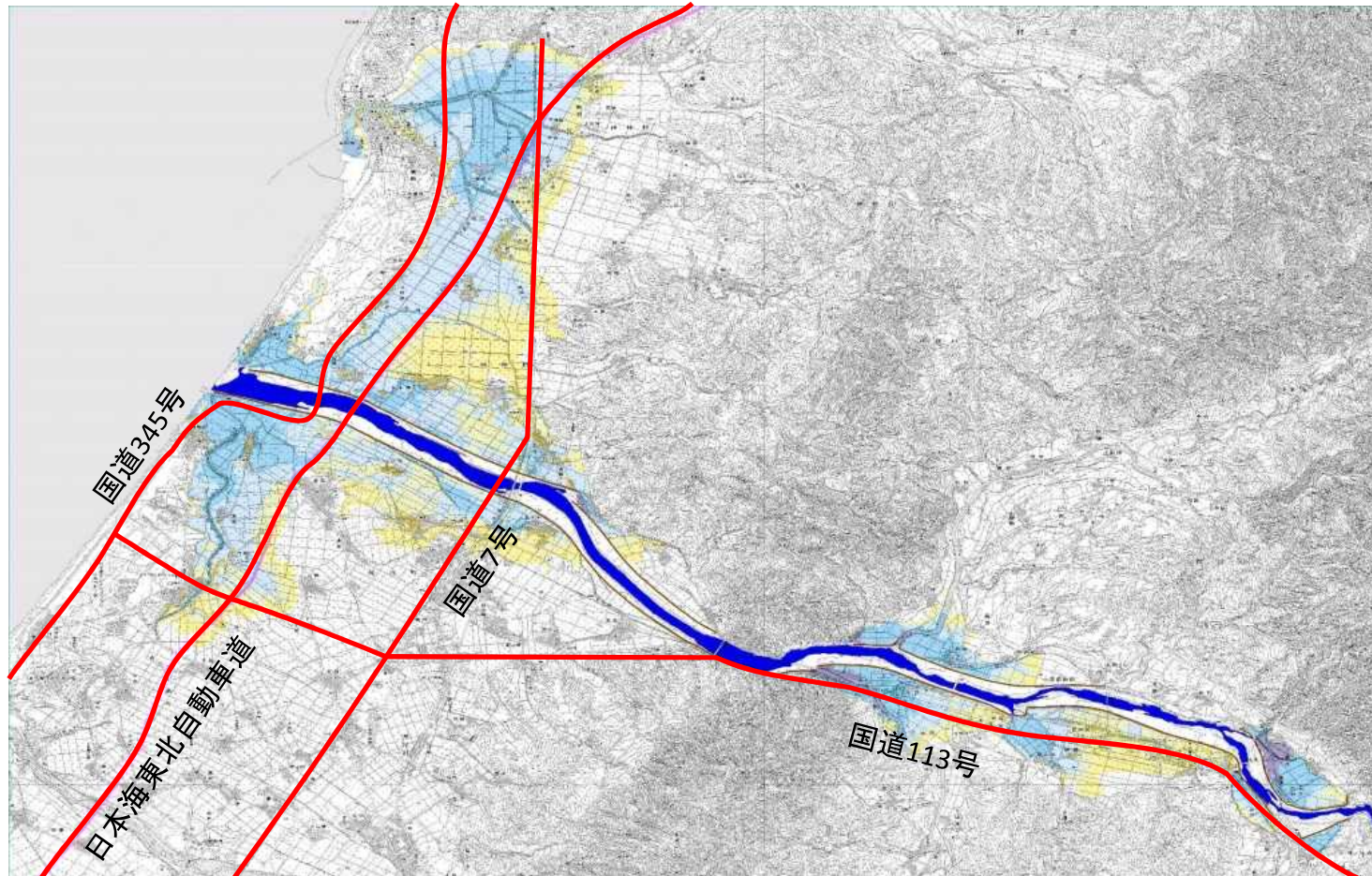
情報発信者	情報受信者	主な情報内容
新潟県	胎内市	活動範囲、部隊構成、受け入れ組
胎内市	自治会（自主防災組織）、住民等	避難所の開設、運営協力要請、支援要請等の情報

出典：胎内市地域防災計画
風水害等対策編抜粋

救援・救助活動の効率化に関する取組

○大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施【平成28年度から検討：北陸地整、新潟県、村上市、関川村、胎内市】

救援・救助活動等支援のための拠点配置計画の検討イメージ



拠点のイメージは、大規模水害時に、社会経済被害の最小化のため、命を“助ける・つなぐ”ための救援・救助の拠点や他の市町が被災した際の広域的な連携のための拠点も重要。高速道路、港湾、空港、鉄道などの交通や物流の拠点から運ばれる救援・救助物資の集積地や宿营地として公園や道の駅などの公有地の他、SA・PAといった民間スペース等の多面的な活用を検討。

排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施

- 大規模水害を想定した荒川排水計画(案)の検討を実施【平成28年度から検討:北陸地整、新潟県、村上市、関川村、胎内市】
- 関係機関が連携した排水実働訓練の実施【引き続き毎年実施,平成28年度から検討:北陸地整、新潟県、村上市、関川村、胎内市】

排水ポンプ車の訓練



排水ポンプ車の支援



7. フォローアップ

フォローアップ

○各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

○原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

○今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

